

盛岡市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 12 月 27 日付け 29 盛監第 54 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 保健福祉部及び保健所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛 地 第 563 号
平成 30 年 2 月 26 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 12 月 27 日付け 29 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（保健福祉部地域福祉課）

- (1) 補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 補助金交付申請書の添付書類に不備があるもの
 - イ 全額前金払いした補助金の履行確認が行われていないもの
 - ウ 全額前金払いした補助金の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていないもの
 - エ 契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていないもの
- (2) 物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

- ア 指摘事項(1)アについて
補助金の交付申請書添付書類の確認に当たり、関係例規に基づき添付すべき書類について職場研修を行い、適正な事務を執行するよう職員に周知徹底を図った。
- イ 指摘事項(1)イについて
補助金の交付に当たり、履行確認の実施について、職場研修を行い、適正な事務を執行するよう職員に周知徹底を図った。
- ウ 指摘事項(1)ウについて
補助金の履行確認に当たり、財務規則に基づく検査調書の作成について、職場研修を行い、適正な事務を執行するよう職員に周知徹底を図った。
- エ 指摘事項(1)エについて
補助金の交付に当たり、契約書に添付すべき特記事項仕様書について、職場研修を行い、適正な事務を執行するよう職員に周知徹底を図った。
- オ 指摘事項(2)について
物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程の規定に基づき、適正に見積書を徴取し保管するよう、職場研修を行い、職員に周知徹底を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)アについて

原因は、関係例規の確認を怠っていたことによるものである。

今後は、事務執行に当たり関係例規に基づく添付書類の有無について、複数の職員による相互確認の徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(1)イについて

原因は、精算書及び添付書類の収受を行うことで履行確認を行ったと誤認していたことによるものである。

今後は、精算書の収受時に併せ、履行確認の実施について、複数の職員による相互確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(1)ウについて

原因は、精算書の内容確認をもって検査完了していると誤認していたことによるものである。

今後は、財務規則に基づく検査調書の作成について、複数の職員による相互確認の徹底し、再発防止に努める。

エ 指摘事項(1)エについて

原因は、契約事務の認識不足から契約書に添付する書類の確認が不徹底であったことによるものである。

今後は、添付書類の有無について、複数の職員による相互確認の徹底し、再発防止に努める。

オ 指摘事項(2)について

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規程に則った適正な事務執行を行うよう、複数の職員による相互確認の徹底し、再発防止に努める。

29 盛福障第 338 号

平成 30 年 2 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 12 月 27 日付け 29 盛監第 52 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（保健福祉部障がい福祉課）

（1）補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 全額前金払いした補助金の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていないもの

イ 契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていないもの

（2）業務委託契約の完了確認に当たり、委託料の使途の確認及び額の確定が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

ア 指摘事項（1）アについて

補助金の履行確認に当たり、財務規則に基づく検査調書の作成について、職場研修を行い、適正な事務を執行するよう職員に周知徹底を図った。

イ 指摘事項（1）イについて

補助金の交付に当たり、契約書に添付すべき特記事項仕様書について、職場研修を行い、適正な事務を執行するよう職員に周知徹底を図った。

ウ 指摘事項（2）について

業務委託契約の完了確認に当たり、当該委託料については、追加で資料を徴取し、使途及び金額が適正であることを確認した。また、完了確認について、適正な事務を執行するよう、職場研修で周知徹底を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)アについて

原因は、精算書の内容確認をもって検査完了していると誤認していたことによるものである。

今後は、財務規則に基づく検査調書の作成について、複数の職員による相互確認を徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(1)イについて

原因は、契約事務の認識不足から契約書に添付する書類の確認が不徹底であったことによるものである。

今後は、添付書類の有無について、複数の職員による相互確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(2)について

原因は、盛岡広域圏8市町が支出する委託料のうち、本市分の用途及び金額の確認を怠っていたことによるものである。

当該委託契約は、平成29年度から本市単独で契約することとなったが、今後においても、当該委託料の用途及び金額について、複数の職員による相互確認を徹底し、再発防止に努める。

29 盛生福一第 75 号

平成 30 年 2 月 27 日

盛岡市監査委員 工藤 由春
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 小山田 正美
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 12 月 27 日付け 29 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（生活福祉第一課）

業務委託契約に当たり、仕様書に定める実施計画書が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

業務委託契約に当たり、仕様書に基づく必要書類の收受確認を適切に行うよう、課内研修で課員への指導及び周知を徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、仕様書の認識及び確認が不足していたことによるものである。

今後は、関係例規等に基づく事務処理の適正化に努めるため、グループ内での業務ミーティングを定期的実施するほか業務の施行の際などに検討会を実施し、再発の防止を図る。

29 盛保企第 296 号

平成 30 年 2 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 12 月 27 日付け 29 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項 保健福祉部 保健所 企画総務課

- (1) 使用料の徴収に当たり、算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 使用料の債権管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 不納欠損処分が遅延しているもの
 - イ 誤納金の払戻しが行われていないもの
- (3) 私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 決裁権者の決裁を得ていないもの
 - イ 法令に定める告示を行っていないもの
- (4) 物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 不備のある見積書を徴取しているもの
 - イ 完結文書に見積書を保管していないもの
- (5) 業務委託契約の締結に当たり、印紙税額が不足している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項（1）について

使用料の徴収に当たり、算定方法に誤りがあった使用料について、年度内を目

途に追徴を行うこととする。また、条例に基づき適正な事務を執行するよう、事務担当者へ指導するとともに、課内研修で周知徹底した。

イ 指摘事項（２）アについて

使用料の債権管理に当たり、遅延していた分は、今年度末に不納欠損処分を行うこととする。また、時効が完成した使用料について、不納欠損処分を確実に行うよう、事務担当者へ指導するとともに、課内研修で周知徹底した。

ウ 指摘事項（２）イについて

使用料の債権管理に当たり、誤納金について年度内を目途に払戻しの手続きを行うこととする。また、時効完成日の確認を徹底及び時効完成後の誤納金の払戻しについて、事務担当者へ指導するとともに、課内研修で周知徹底した。

エ 指摘事項（３）アについて

私人への歳入の徴収事務の委託に当たり、適正な決裁権者の決裁について、課内研修で周知徹底した。

オ 指摘事項（３）イについて

私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、告示に係る関係法令の遵守について、課内研修で周知徹底した。

カ 指摘事項（４）アについて

物品の購入に当たり、担当職員に対し、適正な会計処理について指導するとともに、支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理について課内研修で周知徹底した。

キ 指摘事項（４）イについて

物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程の規定に基づき、適正に見積書を徴取し保管することについて課内研修で周知徹底した。

ク 指摘事項（５）について

業務委託契約の締結に当たり、受託者に連絡し、印紙税法に基づく印紙を貼付させた。また、受託者の印紙税の納税額を確認し、不足がある場合、正しい納税額で納税するよう指導することとし、適正な印紙税納付について課内研修で周知徹底した。

（２）原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（１）について

原因は、担当者及び決裁経由者が、使用申込者の住所の確認を怠ったことによるものである。

今後は、主担当及び副担当で条例に基づく算定内容を確認するほか、決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項（２）アについて

原因は、不納欠損処分を行う際の確認不足によるものである。

今後は、複数の職員によるチェックを確実にを行うとともに、決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項（２）イについて

原因は、過年度分の使用料の納付があった際に、時効完成日の確認を怠ったことによるものである。

今後は、収納状況の確認の際に、時効完成日について複数の職員によるチェックを確実にを行うとともに、決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

エ 指摘事項（３）アについて

原因は、担当者及び決裁権者とも、通常の委託料に係る支出負担行為の決裁区分で判断していたことによるものである。

今後は、徴収業務を含む業務委託を実施する場合、契約金額に関わらず、市長決裁とすることを課員全員で共通認識とするほか、担当者及び決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

オ 指摘事項（３）イについて

原因は、法令に定める告示についての認識が不足していたことによるものである。

今後は、徴収又は収納業務を含む業務委託を実施する場合、法令に定める告示を行うことを課員全員で共通認識とするほか、担当者及び決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

カ 指摘事項（４）アについて

原因は、職員の会計処理の認識不足によるものである。

今後は、見積書に不備がないよう複数の職員で確認を行うなど、適切な事務処理を行い、再発防止に努める。

キ 指摘事項（４）イについて

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規程に則った適正な事務の執行を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。

ク 指摘事項（５）について

原因は、職員及び受託者における印紙税法の認識不足によるものである。

今後は、契約締結時における印紙税額について、受託者への指導並びに担当者及び決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。